

【 投 薬 】

298 5-HT₃受容体拮抗型制吐剤等の屯服薬としての算定について

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

- ① 5-HT₃受容体拮抗型制吐剤（ナゼア錠等）の屯服薬としての算定は、原則として認められる。
- ② 次の薬剤の屯服薬としての算定は、原則として認められない。
 - (1) 経口抗菌薬
 - (2) 選択的直接作用型第Xa因子阻害剤（イグザレルト錠等）
 - (3) 神経障害性疼痛又は線維筋痛症に対する疼痛治療剤（リリカカプセル錠等）

○ 取扱いを作成した根拠等

屯服薬は、1日2回程度を限度として臨時的に投与するものと定義されている（昭和24年10月26日 保険発310）。

①5-HT₃受容体拮抗型制吐剤（ナゼア錠等）は、抗がん剤投与の1時間前に投与することで悪心・嘔吐の発症抑制に有用であることが示されている。

以上のことから、5-HT₃受容体拮抗型制吐剤（ナゼア錠等）の屯服としての算定は原則として認められると判断した。

一方、②経口抗菌薬は細菌感染症の治療、選択的直接作用型第Xa因子阻害剤（イグザレルト錠等）は虚血性疾患、血管塞栓症・血栓症の発症抑制であり、神経障害性疼痛または線維筋痛症に対する疼痛治療剤（リリカカプセル等）は慢性疾患の疼痛に対する治療薬である。これらの薬剤は薬効が一定期間安定して持続することが求められる薬剤である。したがって、屯服薬で服用する薬剤ではない。

以上のことから、経口抗菌薬、選択的直接作用型第Xa因子阻害剤（イグザレルト錠等）、神経障害性疼痛又は線維筋痛症に対する疼痛治療剤（リリカカプセル等）の屯服としての算定は原則として認められないと判断した。